島根県総合教育会議

1. 基本的な考え方

教育に関する予算の編成・執行や条例提案等の権限を有している知事と教育委員会が十分な意思疎通を図り、島根県の教育の課題やあるべき姿を共有しながら、より一層一体的な教育行政を推進するため、知事と教育委員会による「島根県総合教育会議」を設置

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(平成27年4月1日施行)に基づく義務設置
- ・詳細は別紙「島根県総合教育会議設置運営要綱(案)」のとおり

2. 会議の構成員

- (1) 知事及び教育委員会(教育長及び教育委員)で構成
- (2) 必要に応じ、意見聴取者(関係者、学識経験者等)の出席を要請

3. 会議の招集等

- (1)会議は知事が招集し、原則公開
- (2) 会議の議事進行は知事又は知事が指名する者
- (3) 議事録を作成し、公表

4. 協議事項

- (1)教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等について
 - ⇒平成27年度中に大綱を策定(今後1~2回会議を開催)
- (2) 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について ⇒各年度(1~2回)会議を開催
- (3) いじめ問題や災害等に伴う児童、生徒等の生命や身体の保護など、緊急の場合に講ずべき措置について
 - ⇒必要に応じ随時、会議を開催